

様式第2号（第5条関係）

同意書兼誓約書

下記の事項について同意及び誓約します。

記

- 1 田原本町結婚新生活支援事業助成金の交付に必要な範囲において、申請者、配偶者等の婚姻届、戸籍、住民票、所得及び市町村民税の納付状況について、町長が調査し、関係機関へ照会を行うことに同意します。
- 2 田原本町結婚新生活支援事業助成金の交付を申請するに当たり、田原本町結婚新生活支援事業助成金交付要綱第3条第1号の規定に従い、単身赴任等の理由により夫婦の一方が別居する場合を除き、田原本町に2年以上定住します。
- 3 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助等を受けていません。
- 4 過去にこの要綱による助成金の交付及び子ども家庭庁の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に定める結婚新生活支援事業に基づく補助を受けていません。
- 5 田原本町結婚新生活支援事業助成金交付要綱第7条第1項のいずれかに該当することになったときは、同条第2項の規定により交付された助成金を返還することを誓約します。

【説明】

（交付決定の取消し等）

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 新婚世帯の夫婦の双方又は一方が申請日から起算して2年を経過する日前に町外へ転出したとき。ただし、単身赴任等で新婚世帯の夫婦の一方が別居する場合を除く。
- (2) 前条第1項後段の規定により町長が付けた条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、町長が助成金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

年 月 日

田原本町長 殿

同意者兼誓約者

住 所 田原本町

氏 名（自署）

氏 名（自署）

（氏名は、夫婦双方が自署してください。）